

一般社団法人鳥取県猟友会 定款

—第1章 総則—

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県猟友会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

—第2章 目的及び事業—

(目的)

第3条 本会は、狩猟知識の普及、狩猟道德の向上、有害鳥獣の駆除等を図り、もって狩猟の適正化、生活環境の改善、鳥獣の保護等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 狩猟道德の啓発及び高揚
- (2) 狩猟者の確保・育成
- (3) 狩猟の適正化に関する調査及び研究
- (4) 鳥獣の保護、増殖及び密猟の防止
- (5) 有害鳥獣の捕獲に関する事業
- (6) 狩猟に関する講演会、講習会等の開催
- (7) 行政庁より委託された事業及び関係行政庁への協力
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

—第3章 社員—

(法人の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、第9条の規定により会員となった個人。
- (2) 名誉会員 本会及び狩猟に関し特に功労があった者、又は学識経験者で総会において推薦された者。

(社員の資格の取得及び喪失)

第6条 本会の社員は、鳥取県内の次の地域ごとに、正会員30人に1人の割合で選出された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 八頭地区
- (2) 岩美地区
- (3) 鳥取地区
- (4) 鳥取南地区
- (5) 気高地区
- (6) 倉吉地区
- (7) 八橋地区
- (8) 日野地区
- (9) 西部地区
- (10) 米子地区
- (11) 境港地区

- 2 代議員を選出するために、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に一度、年度が始まってから3箇月以内に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条又は第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決権を有さないこととする。）。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨。
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名。
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位。
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初の実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。
- 9 代議員の解任については、第18条の規定を準用する。
- 10 代議員が正会員たる資格を喪失したときは、代議員たる資格も同時に喪失する。

（正会員の権利）

第7条 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 一般社団・財団法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除又は限定)

第 8 条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会員の資格)

第 9 条 本会の正会員になろうとするものは、入会申込書を本会に提出し、総会において定められた入会金を払い、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会員資格の有効期間は次年度の猟期までとする。

(任意退会)

第 10 条 正会員は、退会届を会長に提出することで、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が本会の名誉を棄損したとき、その設立の趣旨に反する行為をしたとき、又はこの定款その他の規則に違反したとき、その他除名すべき正当な理由があるときは、総会における決議によりこれを除名することができる。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- 2 会員が死亡したとき、又は本会が解散したとき。
- 3 総代議員が同意したとき。

—第 4 章 役員—

(種別及び選任)

第 13 条 本会に、次の役員を置く。

理事 11 名以上 18 名以内

監事 3 名

- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
- 3 理事のうち会長以外の 3 名以内を副会長とする。
- 4 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、本会の正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事のうちから選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 15 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 16 条 監事は、次の職務を執行する。

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款に違反し、又は著しく不正な事実があると認めるときは、これを総会に報告する。
- (4) 前号の報告をするため、必要があるときは総会を招集することができる。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員が任期の満了又は辞任で退任することにより、第 13 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、当該役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が役員に就任するまでは、引き続き役員としての権利義務を有する。
- 4 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第 18 条 役員は、職務上の義務に違反したり職務を怠った場合、心身の故障等のあったとき等、ふさわしくない理由があるときは、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 19 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支払うことができる。

—第5章 総会—

(構成)

第20条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について審議し決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 規約の制定、変更又は廃止
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 会員の除名
- (6) 残余財産の処分
- (7) 本会の解散
- (8) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (9) その他理事会において必要と認めた事項

(開催)

第22条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に関き、理事会が必要と認めたとき、総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員が、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき、又は監事が必要と認めたときで、会長に対し理事会が招集を請求した場合には、臨時総会を開催する。

(招集)

第23条 総会は、監事が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会は開会の7日前までに、その会議の日時、場所及び目的たる事項を通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、出席した代議員のうちから選出する。

(議決権)

第25条 総会の議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 やむをえない理由で会議に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

(議決権の委任)

第26条 代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を事務局に提出しなければならない。

2 この場合においては出席したものとみなす。

3 代議員が受けられる委任状の数は3個までとする。

4 前項の代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

5 正会員は、事務局の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

(1) 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(書面による議決権の行使)

第 27 条 代議員は、第 23 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面を持って議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

3 第 1 項の規定によって書面による議決権を行使しようとする代議員は、あらかじめ通知のあった事項について議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、所定の欄に署名又は記名押印の上、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日時以前の時であって、総会の招集の通知を発した日から 2 週間を経過した日以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めた場合は、その特定の時）までに事務局に提出しなければならない。

4 前項の提出された議決権行使書面は、決議の公正が確保されるよう、決議のときまで事務局において責任をもって管理するものとする。

5 事務局は、総会の日から 3 箇月間、第 3 項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

6 正会員は、事務局の業務時間内は、いつでも第 3 項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

7 議長は、議決の際には、書面表決を加えて議決の結果を宣言する。

(総会の定足数及び決議)

第 28 条 総会は総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議事は出席した代議員の有する議決権の過半数をもって決する。ただし、定款の変更、監事の解任、会員の除名及び解散については、総代議員の半数以上であって、総代議員の有する議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を経なければならない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人はこれに署名又は記名押印しなければならない。

(1) 総会の開催された日時及び場所

(2) 議事中の総会出席者の発言内容

(3) 議事の経過の要領及びその結果

(4) 総会に出席した理事、監事の氏名

(5) 総会の議長の氏名

(6) 議事録を作成した理事の名前

—第6章 理事会—

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の事項の審議決定をする。

- (1) 総会の招集及び総会に付すべき事項
- (2) 重要会務の執行の方針に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) その他会長が必要と認めた事項
- (5) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事から会議の目的及び理由を示して請求があったときに会長が招集する。

2 理事会は、理事会の日の5日前までにその会議の目的、日時及び場所その他を通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

(理事会の定足数及び決議)

第33条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 理事会の決議は、決議において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した監事が記名押印する。

—第7章 資産及び会計—

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第 38 条 事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長はその年度の収支予算が成立するまでの間、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(会費)

第 40 条 既に納入された会費は返還しない。

2 会費の額は総会の決議を経て定める。

(剰余金の分配の禁止)

第 41 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

—第 8 章 公告の方法—

(公告の方法)

第 42 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

—第 9 章 事務局—

(事務局)

第 43 条 本会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要に応じ職員を置く。

3 事務局長の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

—第 10 章 定款の変更及び解散—

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の帰属)

第 45 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総代議員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

3 解散のとき存する残余財産は、総会においての特別議決を経、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

—第 11 章 雑則—

(委任)

第 46 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は柴垣 信司とし、副会長は有田 敬、山下 慶久、白石 賢一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が 4 月 1 日である場合を除き、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

4 本会の最初の代議員は次のとおりとする。

有田 敬・八頭郡八頭町郡家殿 418-1 矢部 慶一・八頭郡八頭町用呂 1277 藤原 修身・八頭郡智頭町智頭 1970-38 小谷 輝道・八頭郡若桜町諸鹿 949 小谷 幸次・岩美郡岩美町宇治 534 谷口 輝男・鳥取市佐治町津野 376 山口 三子夫・鳥取市河原町佐貫 1077-2 北浦 壽廣・鳥取市叶 230-1 平木一義・鳥取市桜谷 405 植垣 義孝・鳥取市越路 558 小林 繁・鳥取市吉岡温泉町 746 小谷 豊蔵・鳥取市猪子 202 林田 英雄・鳥取市西今在家 91-2 井口 哲也・鳥取市東今在家 73-15 下村 佳弘・鳥取市気高町土居 45 秋田 典昭・鳥取市青谷町青谷 3071 山下 慶久・倉吉市堺町 1-905 佐々木

睦幸・倉吉市大河内 91-1 栗原 公明・東伯郡三朝町湯谷 135 谷口 憲昭・東伯郡湯梨浜町鹿谷 183-4
谷川 一寿・東伯郡三朝町牧 385-2 三嶋 晃弘・東伯郡琴浦町金屋 373 白石 賢一・日野郡日野町
三谷 68-1 矢田貝 繁明・日野郡日野町上菅 71 藤田 一男・日野郡江府町江尾 2050-2 倉間 利明・
日野郡日南町多里 267 秦 篤美・日野郡日南町印賀 1188-1 米原 俊一・南部町天萬 403-9 西田 純
一・西伯郡伯耆町大殿 1464 恩田 貴幸・西伯郡南部町阿賀 1266 岩崎 裕司・西伯郡南部町福成 1505
高見 秀雄・西伯郡大山町塩津 375-2 柴垣 信司・米子市大篠津町 1830-1 岩崎 寿義・米子市皆生
6-10-44 門脇 安比古・境港市芝町 161-3